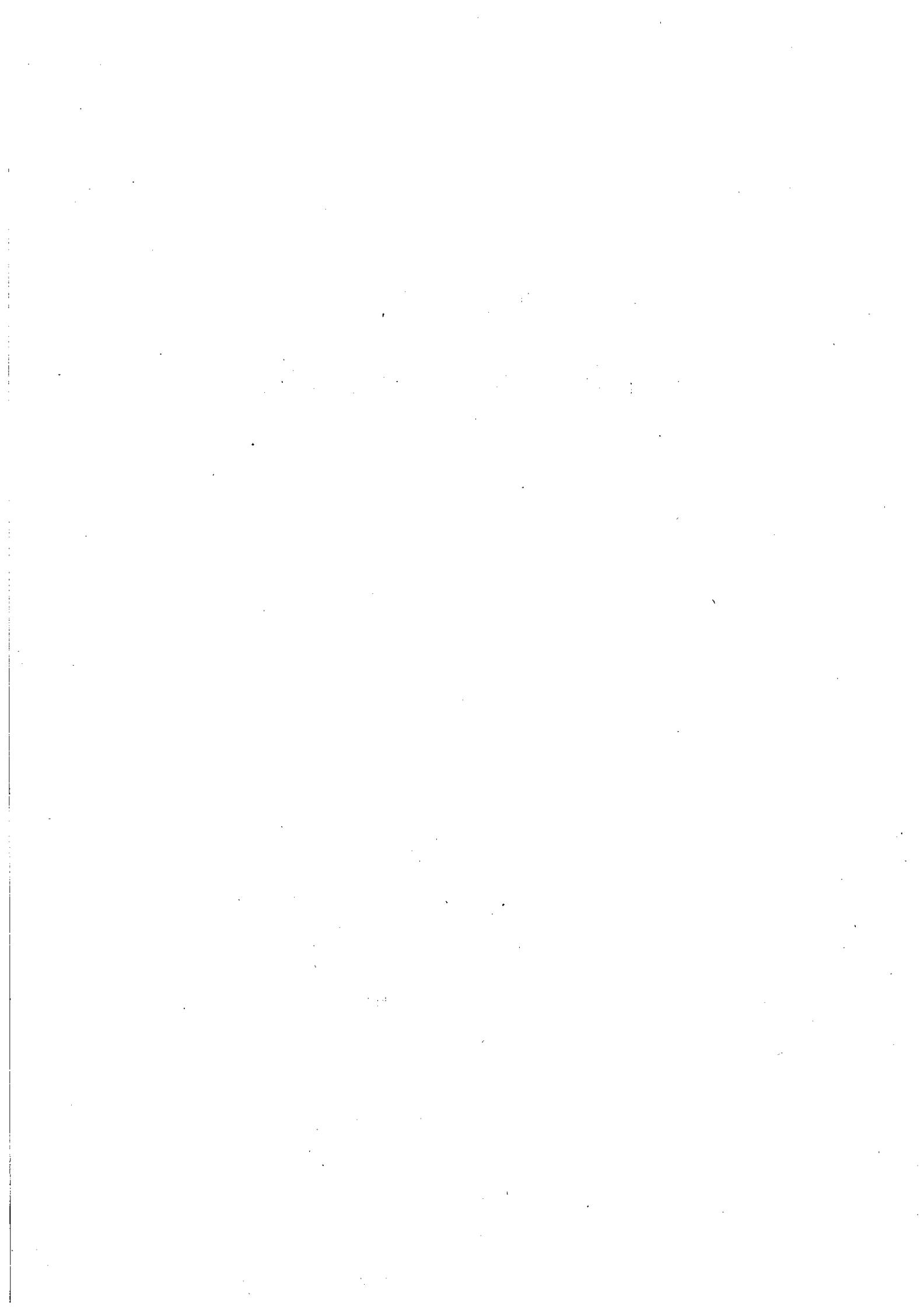


令和5年第1回

八千代市議会定例会議案

八千代市



目 次

議案第1号	八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定につい て	7 頁
議案第3号	八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制 定について	25 頁
議案第4号	八千代市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	27 頁
議案第5号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	29 頁
議案第6号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	31 頁
議案第7号	八千代市保育園条例の一部を改正する条例の制定につい て	35 頁
議案第8号	八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て	37 頁
議案第9号	八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する 条例及び八千代市子ども・子育て会議条例の一部を改正 する条例の制定について	41 頁
議案第10号	八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	43 頁
議案第11号	令和4年度八千代市一般会計補正予算（第13号）	45 頁
議案第12号	令和4年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3号）	45 頁
議案第13号	令和4年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 5号）	45 頁
議案第14号	令和4年度八千代市水道事業会計補正予算（第6号）	45 頁

議案第15号	令和4年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	45頁
議案第16号	令和5年度八千代市一般会計予算	45頁
議案第17号	令和5年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	46頁
議案第18号	令和5年度八千代市介護保険事業特別会計予算	46頁
議案第19号	令和5年度八千代市墓地事業特別会計予算	46頁
議案第20号	令和5年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	46頁
議案第21号	令和5年度八千代市水道事業会計予算	46頁
議案第22号	令和5年度八千代市公共下水道事業会計予算	46頁

議案第1号

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

八千代市長 服部友則

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条第1項)

会計年度任用職員給料表

(単位:円)

号	1級	2級	3級
1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
7	156,800	209,000	243,400
8	157,900	210,800	244,900
9	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200
19	172,600	229,400	259,600
20	174,000	230,900	261,100
21	175,300	232,200	262,700
22	177,800	233,800	264,400
23	180,300	235,400	266,000
24	182,800	236,900	267,600
25	185,200	237,900	269,400

26	186,900	239,400	271,200
27	188,500	240,700	272,900
28	190,200	241,900	274,600
29	191,700	243,100	276,200
30	193,400	244,100	277,900
31	195,200	245,100	279,700
32	196,900	246,100	281,200
33	198,500	247,200	282,400
34	199,900	248,100	284,100
35	201,400	249,000	285,700
36	202,900	250,000	287,400
37	204,200	250,900	289,000
38	205,500	252,200	290,700
39	206,700	253,400	292,500
40	208,000	254,700	294,300
41	209,300	256,000	295,800
42	210,600	257,400	297,500
43	211,900	258,600	299,000
44	213,200	259,800	300,600
45	214,300	260,900	302,200
46	215,600	262,100	303,900
47	216,900	263,400	305,500
48	218,200	264,500	307,200
49	219,200	265,600	
50	220,300	266,600	
51	221,300	267,800	
52	222,300	268,900	
53	223,300	269,900	
54	224,200	270,900	

55	225,100	272,000	
56	226,000	273,100	
57	226,300	274,000	
58	227,100	275,000	
59	227,800	275,900	
60	228,500	277,000	
61	229,200	278,100	
62	230,000	279,100	
63	230,700	280,000	
64	231,300	281,000	
65	231,900	281,500	
66	232,500	282,400	
67	233,100	283,100	
68	233,800	284,000	
69	234,500	285,000	
70	235,100	285,800	
71	235,600	286,600	
72	236,300	287,400	
73	237,000	288,200	
74	237,600	288,700	
75	238,200	289,100	
76	238,700	289,600	
77	239,300	289,800	
78	240,000	290,100	
79	240,700	290,300	
80	241,200	290,700	
81	241,700	290,900	
82	242,300	291,100	
83	242,900	291,500	

84	243,400	291,800	
85	243,900	292,100	
86	244,500	292,400	
87	245,100	292,700	
88	245,600	293,100	
89	246,100	293,400	
90	246,600	293,800	
91	246,900	294,100	
92	247,300	294,500	
93	247,600	294,700	
94		294,900	
95		295,200	
96		295,600	
97		295,800	
98		296,100	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第2号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

八千代市長 服部友則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 八千代市手数料条例（平成12年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第39号の表建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
--	--------------------	---------------

第2条第39号の表建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
--	------------------	----------------

第2条第39号の表建築基準法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法第58条第2項の規定による建築物の高さ	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
--------------------------	--------------------------	----------------

に関する特例の許可の申請に対する審査		
--------------------	--	--

第2条第39号の表建築基準法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の項及び建築基準法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例及び当該複数建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の項中「既存建築物を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料」に、「一敷地内建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の項中「よる一敷地内認定建築物以外の」を「よる」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の」を「公告認定対象区域内における建築物の各部分の高さ又は容積率の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表建築基準法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可の申請に対する審査の項中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可の」を「建築物の新築又は増築等の許可の」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同条第41号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款を次のように改める。

低炭素建築物新築	認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物	一戸建ての住宅	1件につき 4,000円
		共同住宅等	1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

<p>物新築等計画認定申請手数料</p> <p>のエネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年第53号）第15条第1項に定める建築物エネルギー消費性能又は製品の促進に関する法律第5条第1項に定める住宅性能評価（以下この表及び第43号の表において「登録省エネ等」という。）により都市炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げられたる場合</p>	<p>ギ性能関（年35）に定める建築物エネルギー消費性能又は製品の促進に関する法律第5条第1項に定める住宅性能評価（以下この表及び第43号の表において「登録省エネ等」という。）により都市炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げられたる場合</p>	<p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 80,000円</p>
	<p>非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び第43号の表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び第43号の表において同じ。）</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 126,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>
	<p>複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表及び第43号の表において「非住宅部分」という。）</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 単位住戸の数が1である場合 4,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合 次のアからエまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 9,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートル以</p>

	<p>及び同項に規定する住宅部分（以下この表及び第43号の表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表及び第43号の表において同じ。）の住宅部分</p>	<p>上 5,000平方メートル未満のもの 44,000円 エ 5,000平方メートル以上のもの 80,000円</p>
	<p>複合建築物の非住宅部分</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,000円 (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円 (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円 (4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円 (5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 126,000円 (6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円 (7) 25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>
<p>認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネルギー判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 次のア又はイに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 200平方メートル未満のもの 16,100円 イ 200平方メートル以上のもの 17,300円 (2) 省令第10条第2号イ(2)及び</p>

<p>に掲げる基準に適合しているものと認められたものの以外のものである場合</p>		<p>ロ(2)によるもの以外のもの 次のア又はイに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 200平方メートル未満のもの 34,000円 イ 200平方メートル以上のもの 38,000円</p>
	<p>共同住宅等</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 次のアからエまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 300平方メートル未満のもの 30,300円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 52,600円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,400円 エ 5,000平方メートル以上のもの 144,400円 (2) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの 次のアからエまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 300平方メートル未満のもの 68,000円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 114,000円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円 エ 5,000平方メートル以上のもの 280,000円</p>
	<p>非住宅建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの)</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 86,000円 (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円 (3) 1,000平方メートル以上</p>

	<p>2,000平方メートル未満のもの 145,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 308,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの 434,000円</p>
非住宅建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの）	<p>1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 227,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 524,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>(7) 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>
複合建築物の住宅部分	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 単位住戸の数が1である場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満のもの 16,100円 (イ) 200平方メートル以上のもの 17,300円</p>

	<p>イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上 のもの 38,000円</p> <p>(2) 前号以外の場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 30,300円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 52,600円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,400円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 144,400円</p> <p>イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの 次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 68,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 114,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 280,000円</p>
複合建築物の非住宅部分	1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 86,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 308,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円

キ 25,000平方メートル以上のもの 434,000円

(2) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 227,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 524,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円

		0円 キ 25,000平方メートル 以上のもの 871,000 円
備考		
<p>1 複合建築物の建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、上表に定める複合建築物の住宅部分の額に、複合建築物の非住宅部分の額を加算した額とする。</p> <p>2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表又は備考1に定める額に、第36号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。</p>		

第2条第41号の表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の部の備考1を次のように改める。

- 1 複合建築物の建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、上表に定める複合建築物の住宅部分の額に、複合建築物の非住宅部分の額を加算した額に2分の1を乗じて得た額とする。

第2条第43号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物の全部又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び同項に規定する住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する建築物（以下この表において「工場等」という。）の款中「省令第1条第1項第1号に規定する」及び「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び同項に規定する住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有す

る建築物をいう。以下この表において同じ。)」を削り、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合(当該認定の申請に係る部分が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものとして国土交通大臣が定める方法による場合を含む。)の款住宅部分の項を次のように改める。

住宅部分	一戸建ての住宅(複合建築物の住宅部分(単位住戸の数が1である場合に限る。))を含む。)	省令第10条第2号によるもの	1件につき 4,000円
	共同住宅等(複合建築物の住宅部分(単位住戸の数が1である場合を除く。))を含む。)		1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 9,000円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 (4) 5,000平方メートル以上のもの 80,000円

第2条第43号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款住宅部分の項を次のように改める。

住宅部分	一戸建ての住宅(複合建築物の住宅部分(単位住戸の数が1である場合に限る。))	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)による	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
			(1) 200平方メートル未満のもの 16,100円 (2) 200平方メートル以上のもの

) を含む。)	もの	17,300円
	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円 (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円
	共同住宅等（複合建築物の住宅部分（単位住戸の数が1である場合を除く。）を含む。）	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 30,300円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 52,600円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,400円 (4) 5,000平方メートル以上のもの 144,400円
	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 68,000円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 114,000円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円 (4) 5,000平方メートル以上のもの 280,000円

第2条第43号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部複合建築物の款中「複合建築物」を「複合建築物の建築物全体」に改め、同部備考1及び同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の部備考1中「であつて、住戸部分のみを認定の申請の対象とするものを除いたもの」を削り、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費

費性能に係る認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款住宅部分の項中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(1)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同条第46号の表宅地造成工事許可申請手数料の項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この表において「旧法」という。）」に改め、同表宅地造成工事計画変更許可申請手数料の項中「宅地造成等規制法」を「旧法」に改める。

第2条 八千代市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第41号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表及び第43号の表において「登録省エネ判定機関等」という。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合の項一戸建ての住宅の目中「4,000円」を「4,300円」に改め、同項共同住宅等の目中「9,000円」を「8,600円」に、「20,000円」を「18,600円」に、「44,000円」を「41,500円」に、「80,000円」を「74,300円」に改め、同項非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び第43号の表において「省令

」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び第43号の表において同じ。)の目中「9,000円」を「8,600円」に、「16,000円」を「15,100円」に、「26,000円」を「24,700円」に、「80,000円」を「74,300円」に、「126,000円」を「117,700円」に、「160,000円」を「148,700円」に、「200,000円」を「185,900円」に改め、同項複合建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この表及び第43号の表において「非住宅部分」という。)及び同項に規定する住宅部分(以下この表及び第43号の表において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この表及び第43号の表において同じ。)の住宅部分の目中「4,000円」を「4,300円」に、「9,000円」を「8,600円」に、「20,000円」を「18,600円」に、「44,000円」を「41,500円」に、「80,000円」を「74,300円」に改め、同項複合建築物の非住宅部分の目中「9,000円」を「8,600円」に、「16,000円」を「15,100円」に、「26,000円」を「24,700円」に、「80,000円」を「74,300円」に、「126,000円」を「117,700円」に、「160,000円」を「148,700円」に、「200,000円」を「185,900円」に改め、同款認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の項一戸建ての住宅の目中「34,000円」を「31,600円」に、「38,000円」を「35,300円」に改め、同項共同住宅等の目中「68,000円」を「63,800円」に、「114,000円」を「106,600円」に、「195,000円」を「181,500円」に、「280,000円」を「260,200円」に改め、同項非住宅建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの)の目中「86,000円」を「80,500円」に、「110,000円」を「102,500円」に、「145,000円」を「135,100円」に、「235,000円」を「218,700円」に、「308,00

0円」を「285,700円」に,「370,000円」を「343,300円」に,「434,000円」を「402,800円」に改め,同項非住宅建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの)の目中「227,000円」を「210,700円」に,「284,000円」を「264,000円」に,「367,000円」を「340,800円」に,「524,000円」を「486,400円」に,「646,000円」を「599,200円」に,「763,000円」を「708,300円」に,「871,000円」を「808,100円」に改め,同項複合建築物の住宅部分の目中「34,000円」を「31,600円」に,「38,000円」を「35,300円」に,「68,000円」を「63,800円」に,「114,000円」を「106,600円」に,「195,000円」を「181,500円」に,「280,000円」を「260,200円」に改め,同項複合建築物の非住宅部分の目中「86,000円」を「80,500円」に,「110,000円」を「102,500円」に,「145,000円」を「135,100円」に,「235,000円」を「218,700円」に,「308,000円」を「285,700円」に,「370,000円」を「343,300円」に,「434,000円」を「402,800円」に,「227,000円」を「210,700円」に,「284,000円」を「264,000円」に,「367,000円」を「340,800円」に,「524,000円」を「486,400円」に,「646,000円」を「599,200円」に,「763,000円」を「708,300円」に,「871,000円」を「808,100円」に改め,同条第43号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部非住宅建築物の全部又は複合建築物の非住宅部分の全部を工場,倉庫,危険物の貯蔵又は処理に供するもの,水産物の増殖場又は養殖場,卸売市場,火葬場,と畜場,汚物処理場,ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する建築物(以下この表において「工場等」という。)の款省令第1条第1項第1号ロによるものの項中「25,000円」を「24,400円」に,「36,000円」を「34,700

円」に、「92,000円」を「88,000円」に、「139,000円」を「132,600円」に、「173,000円」を「164,800円」に、「214,000円」を「204,500円」に改め、同款省令第1条第1項第1号ロによるもの以外のものの項中「29,000円」を「28,500円」に、「41,000円」を「39,600円」に、「98,000円」を「94,200円」に、「146,000円」を「139,400円」に、「180,000円」を「172,200円」に、「223,000円」を「213,100円」に改め、同部工場等以外の建築物の款省令第1条第1項第1号ロによるものの項中「107,000円」を「102,500円」に、「141,000円」を「135,100円」に、「229,000円」を「218,700円」に、「299,000円」を「285,700円」に、「360,000円」を「343,300円」に、「422,000円」を「402,800円」に改め、同款省令第1条第1項第1号ロによるもの以外のものの項中「277,000円」を「264,000円」に、「357,000円」を「340,800円」に、「510,000円」を「486,400円」に、「629,000円」を「599,200円」に、「743,000円」を「708,300円」に、「848,000円」を「808,100円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合（当該認定の申請に係る部分が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものとして国土交通大臣が定める方法による場合を含む。）の款非住宅部分の項中「9,000円」を「8,600円」に、「16,000円」を「15,100円」に、「26,000円」を「24,700円」に、「80,000円」を「74,300円」に、「126,000円」を「117,700円」に、「160,000円」を「148,700円」に、「200,000円」を「185,900円」に改め、同款住宅部分の項中「4,000円」を「4,300円」に、「9,000円」を「8,

600円」に、「20,000円」を「18,600円」に、「44,000円」を「41,500円」に、「80,000円」を「74,300円」に改め、同部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款非住宅部分の項省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)によるものの目中「227,000円」を「210,700円」に、「284,000円」を「264,000円」に、「367,000円」を「340,800円」に、「524,000円」を「486,400円」に、「646,000円」を「599,200円」に、「763,000円」を「708,300円」に、「871,000円」を「808,100円」に、同項省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるものの目中「86,000円」を「80,500円」に、「110,000円」を「102,500円」に、「145,000円」を「135,100円」に、「235,000円」を「218,700円」に、「308,000円」を「285,700円」に、「370,000円」を「343,300円」に、「434,000円」を「402,800円」に改め、同款住宅部分の項中「34,000円」を「31,600円」に、「38,000円」を「35,300円」に、「68,000円」を「63,800円」に、「114,000円」を「106,600円」に、「195,000円」を「181,500円」に、「280,000円」を「260,200円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合（当該認定の申請に係る部分が備えるべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめることができるものとして国土交通大臣が認める方法による場合を含む。）の款非住宅部分の項中「9,000円」を「8,600円」に、「16,000円」を「15,100円」に、「26,000円」を「24,700円」に、「80,000円」を「74,300円」

に、「126,000円」を「117,700円」に、「160,000円」を「148,700円」に、「200,000円」を「185,900円」に改め、同款住宅部分の項中「4,000円」を「4,300円」に、「9,000円」を「8,600円」に、「20,000円」を「18,600円」に、「44,000円」を「41,500円」に、「80,000円」を「74,300円」に改め、同部認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款非住宅部分の項省令第1条第1項第1号イによるものの目中「227,000円」を「210,700円」に、「284,000円」を「264,000円」に、「367,000円」を「340,800円」に、「524,000円」を「486,400円」に、「646,000円」を「599,200円」に、「763,000円」を「708,300円」に、「871,000円」を「808,100円」に改め、同項省令第1条第1項第1号ロによるものの目中「86,000円」を「80,500円」に、「110,000円」を「102,500円」に、「145,000円」を「135,100円」に、「235,000円」を「218,700円」に、「308,000円」を「285,700円」に、「370,000円」を「343,300円」に、「434,000円」を「402,800円」に改め、同款住宅部分の項一戸建ての住宅の目中「34,000円」を「31,600円」に、「38,000円」を「35,300円」に、「17,000円」を「16,100円」に、「18,000円」を「17,300円」に改め、同項共同住宅等の目中「68,000円」を「63,800円」に、「114,000円」を「106,600円」に、「195,000円」を「181,500円」に、「280,000円」を「260,200円」に、「32,000円」を「30,300円」に、「56,000円」を「52,600円」に、「102,000円」を「95,400円」に、「155,000円」を「144,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和5年5月1日

(2) 第1条中第2条第46号の表の改正規定 令和5年5月26日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の第2条第41号及び第43号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の八千代市手数料条例の規定は、第1項第1号に定める日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例

八千代市市営住宅等管理条例（平成9年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

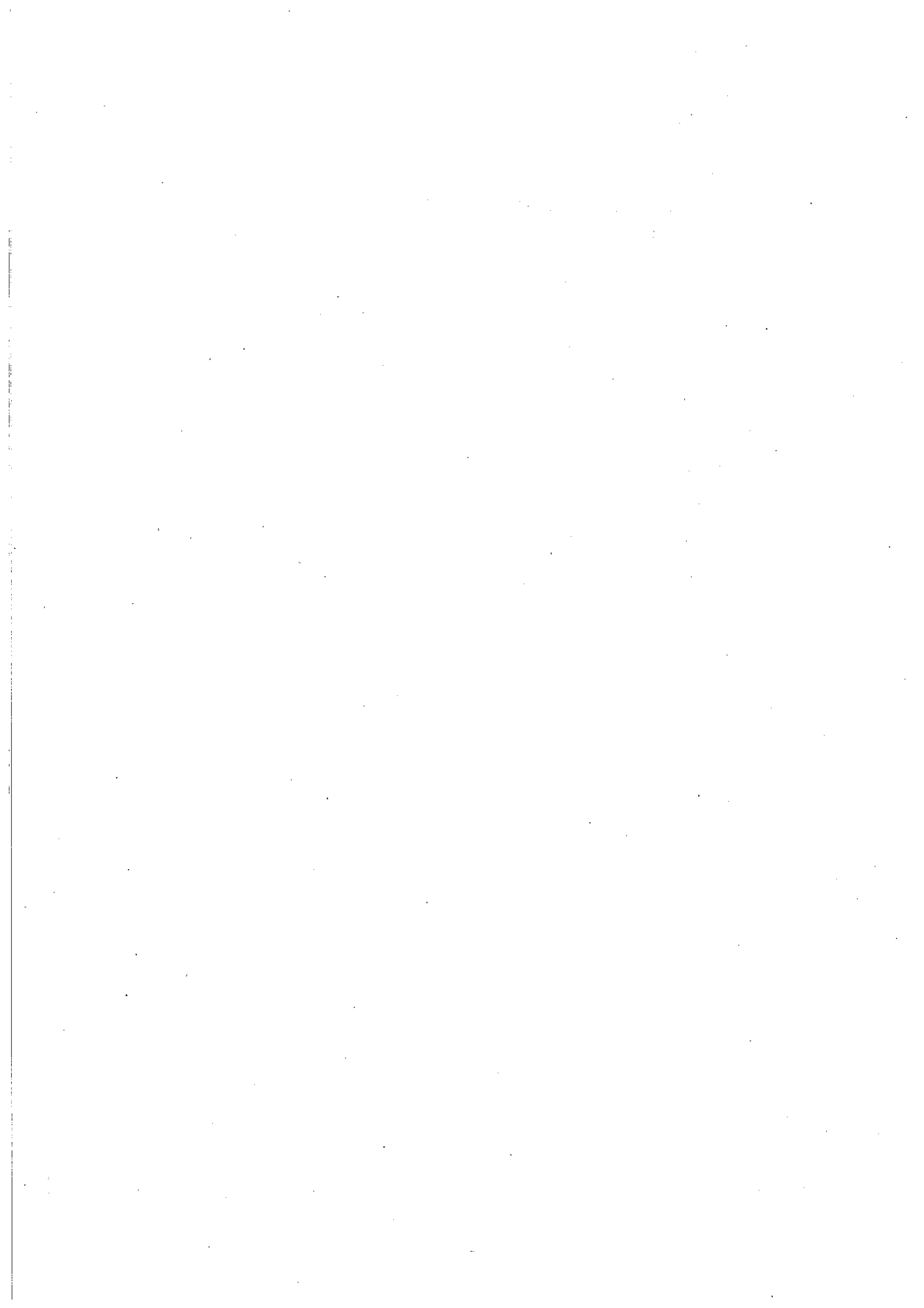
別表八千代市市立第二まつわ団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市立第二まつわ団地の用途を廃止するため、条例を改正いたしたい。



議案第 4 号

八千代市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 条 八千代市印鑑条例（昭和 6 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項中「第 1 項の規定」を「第 1 項及び前項の規定」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、登録者は、自ら申請する場合であつて、第 4 条第 3 項第 1 号に規定する書類の提示によりその者が本人であることを市長が確認したときは、当該申請について市長が不相当であると認めた場合を除き、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第 2 条 八千代市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 4 項中「平成 1 4 年法律第 1 5 3 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）又は公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 7 項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）第 4 9 条の規定の施行の日又は令和 5 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年八千代市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条を次のように改める。

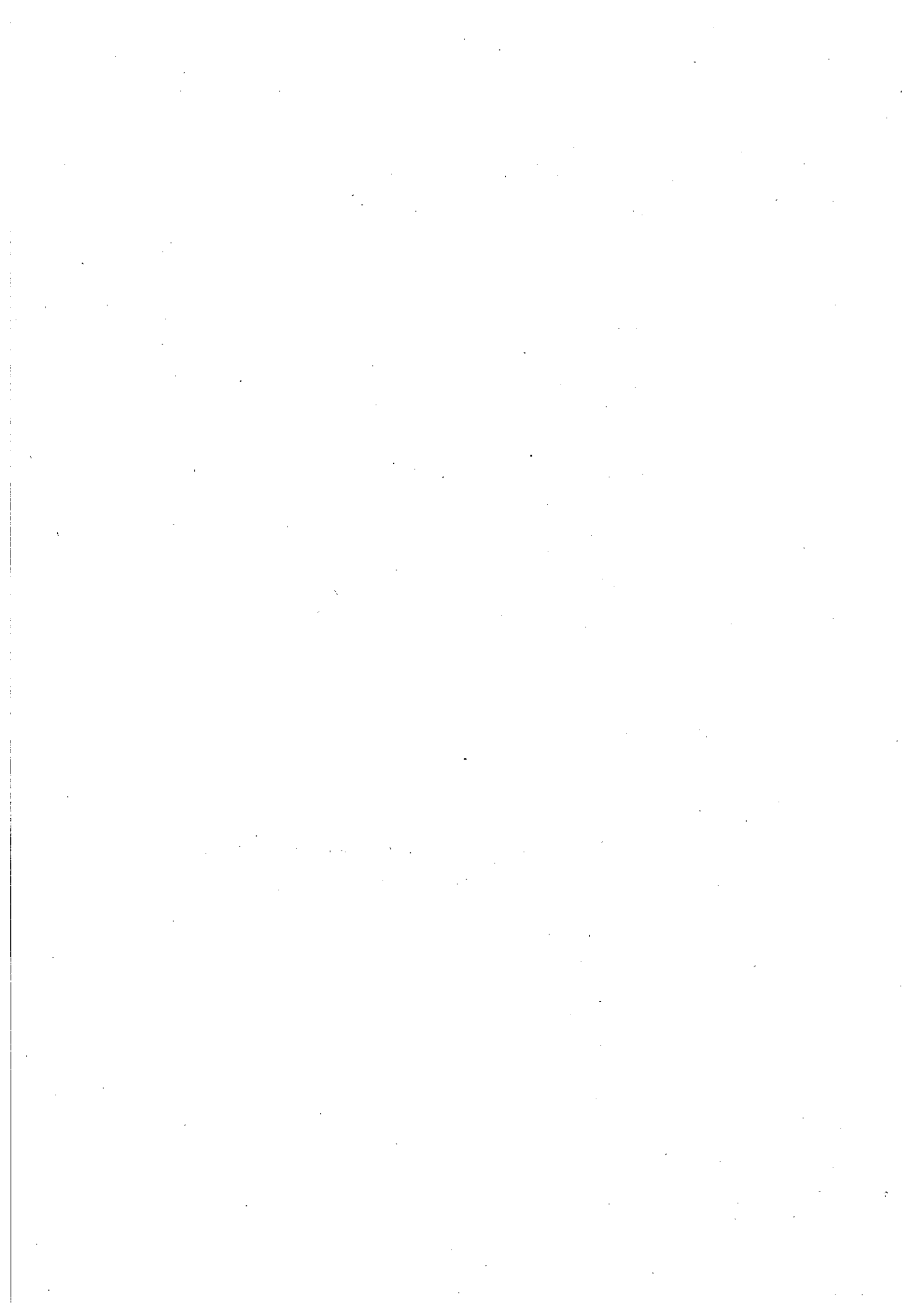
第 2 7 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 6 号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年八千代市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
 - 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備える

こと及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 7 号

八千代市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市保育園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市保育園条例の一部を改正する条例

八千代市保育園条例（昭和 3 9 年八千代市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

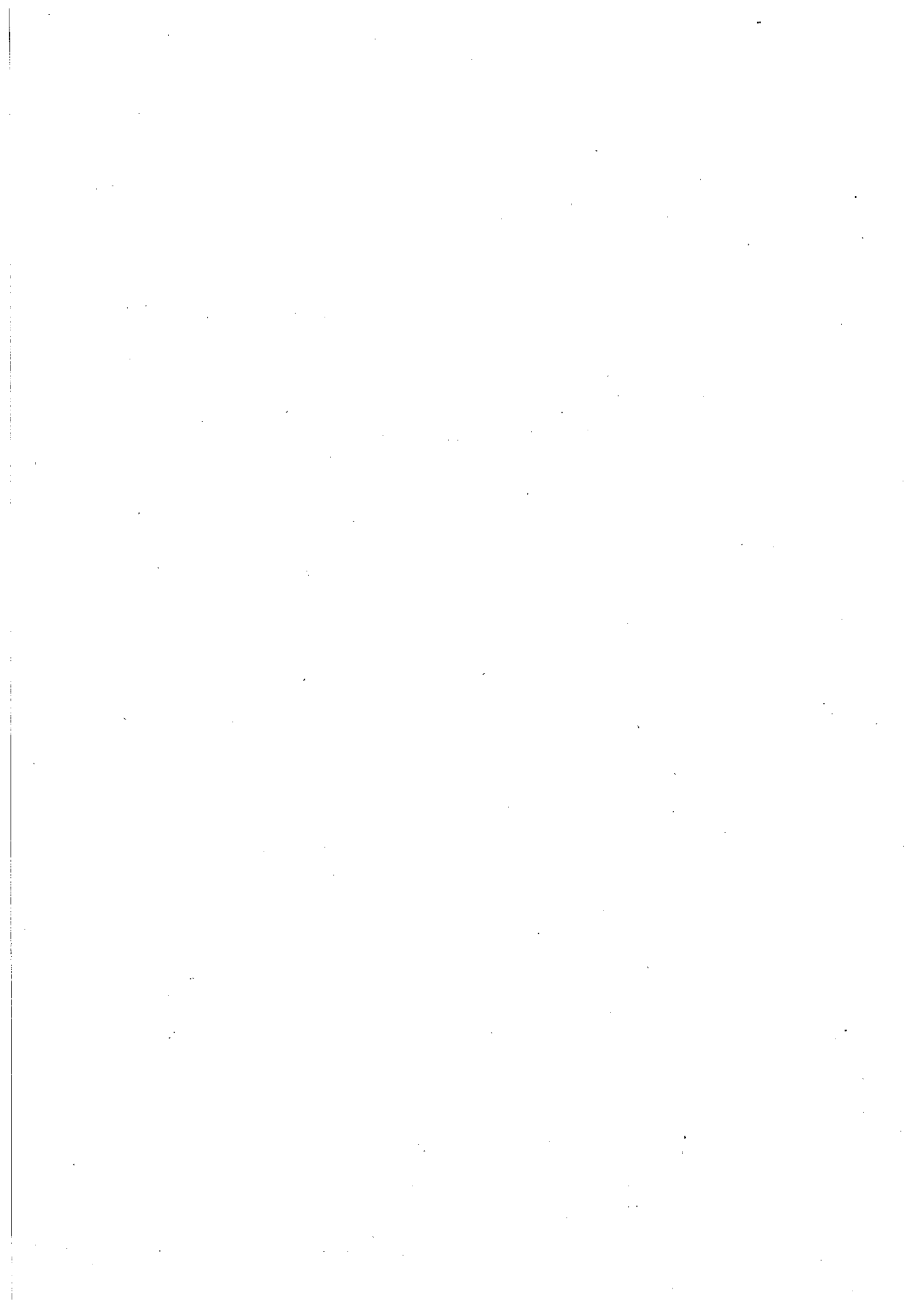
別表第 1 八千代市立高津南保育園の項中「八千代市高津 3 9 0 番地 2 7 8」を「八千代市高津 3 9 0 番地 2 7 7」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

八千代市立高津南保育園の位置を変更するため、条例を改正いたしたい。



議案第 8 号

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年八千代市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の
安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課
後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、
職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する
事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、
当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知すると
ともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連
携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について
周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に
応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

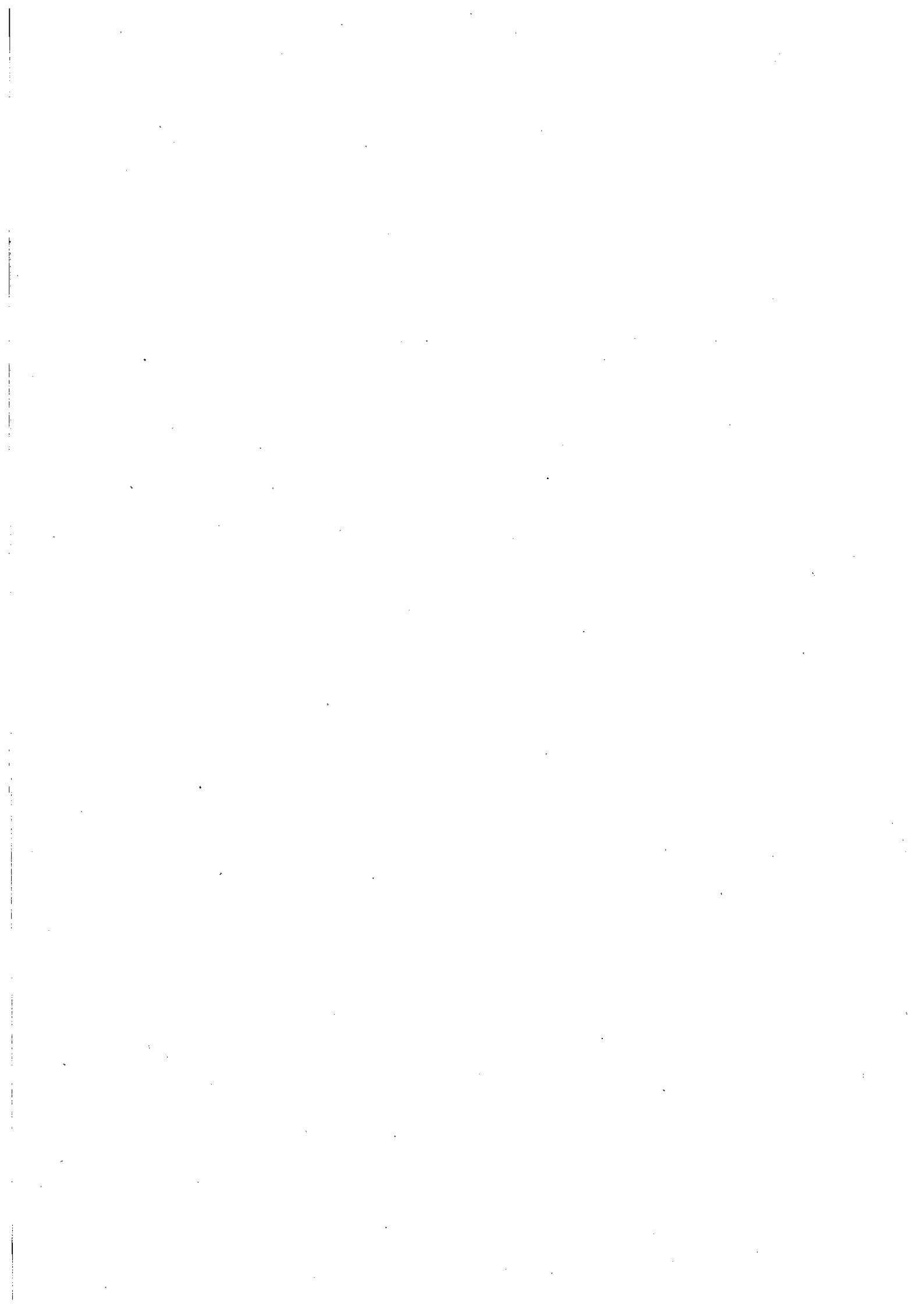
1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第9号

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び八千代市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び八千代市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

八千代市長 服部友則

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び八千代市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
(八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例(平成7年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「第21条の5の28第2項」を「第21条の5の29第2項」に改める。

(八千代市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 八千代市子ども・子育て会議条例(平成25年八千代市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

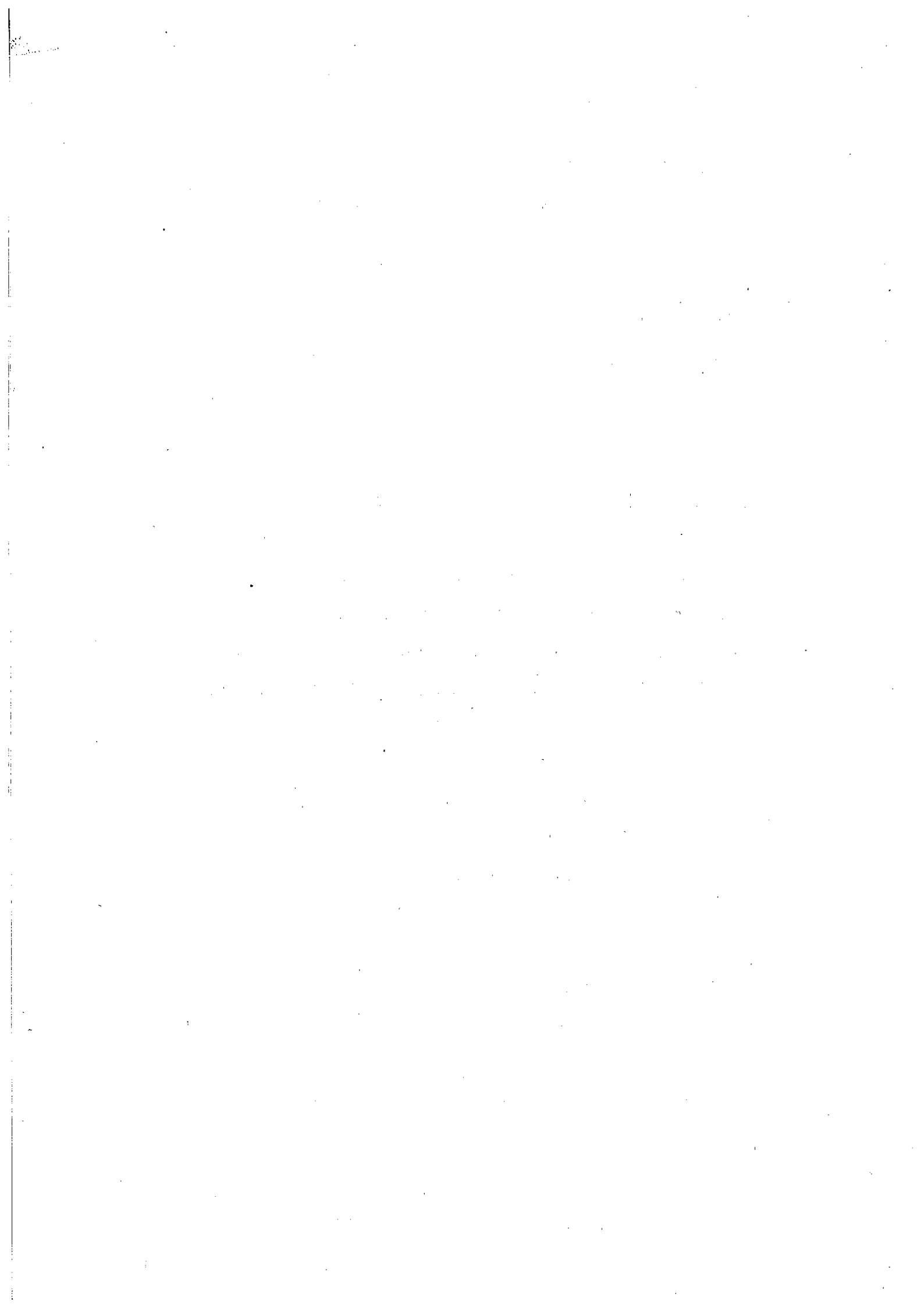
第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

こども家庭庁の設置による児童福祉法等の一部改正に伴い、条例を改正したい。



議案第10号

八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月17日提出

八千代市長 服部友則

八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例（平成12年八千代市条例第6号）の一部を次のように改正する。

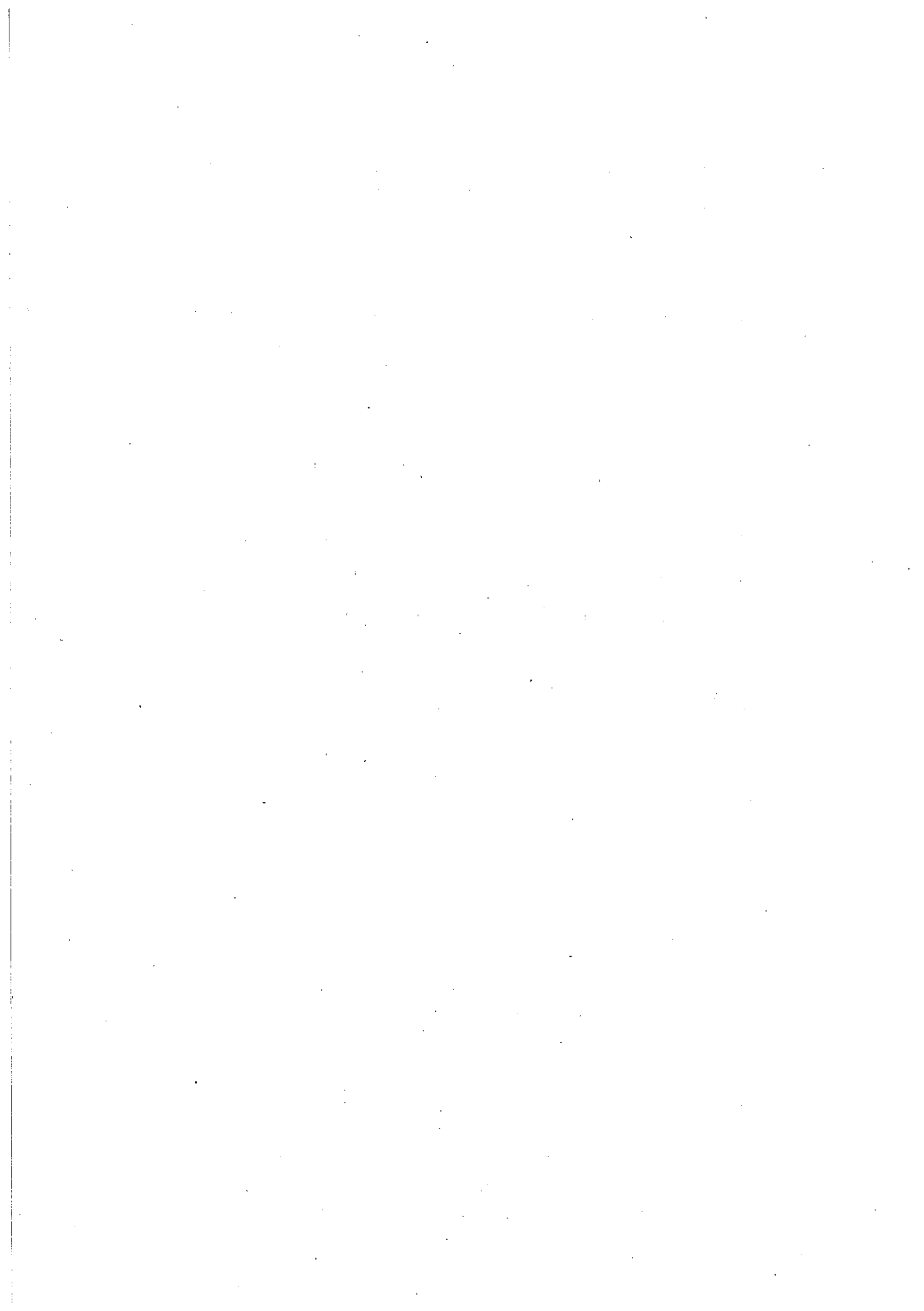
第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 1 1 号 令和 4 年度八千代市一般会計補正予算 (第 1 3 号)

議案第 1 2 号 令和 4 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 1 3 号 令和 4 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)

議案第 1 4 号 令和 4 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 6 号)

議案第 1 5 号 令和 4 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

議案第 1 6 号 令和 5 年度八千代市一般会計予算

議案第 17 号 令和 5 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 18 号 令和 5 年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第 19 号 令和 5 年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第 20 号 令和 5 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 21 号 令和 5 年度八千代市水道事業会計予算

議案第 22 号 令和 5 年度八千代市公共下水道事業会計予算